

金融商品取引法第40条の5に基づく告知事項

- (1) 店頭有価証券（我が国の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいいます）は、以下の特徴から、一般的に非常に高いリスクがあります。
- ① 取引の参考となる気配及び相場が存在しないととも、換金性が著しく乏しい証券です。
 - ② 流通性が著しく低く、売却したいときに売却できない可能性が高く、売却できたとしても、希望の価格で売却できないおそれがあります。
 - ③ 市場での取引価格が存在せず、価格算定が困難です。
 - ④ 譲渡制限が付され、当該店頭有価証券を譲渡する際は発行者の承認を受ける必要がある場合があり、当該店頭有価証券の売買を行っても権利の移転が発行者によって認められないおそれがあります。
 - ⑤ 発行者の業務や財産等の変化により、その価値が無くなるおそれがあります。
 - ⑥ 一般的に、上場株式等に比して発行者の倒産リスク等が高く、投資金額が全く回収できないおそれがあります。
 - ⑦ 金融商品取引法に基づく開示、又は金融商品取引所の規則に基づく適時情報の開示と同程度の開示は義務付けられていません。
 - ⑧ 発行者の財務情報について、公認会計士又は監査法人による監査は行われていない場合があります。
- (2) 店頭有価証券が、新株予約権付社債券である場合、上記（1）のほか、以下のリスクがあります。
- ① 金融商品市場、その他の指標にかかる変動等により損失が生じるおそれがあります。
 - ② 基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動することがあります。一般的には金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、金利水準の変化に対応して価格が変動すること等により、投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあります。
 - ③ 発行者の信用状況に変化が生じた場合、投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあります。
 - ④ 発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
 - ⑤ 一般に、信用格付業者による格付がなされていないため、発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクに対する第三者による意見がありません。また、一般に、そのリスクは、投資適格の格付けを取得して

いるものよりも高いと考えられます。

- ⑥ その価値や価格は、行使対象株式の価値や価格の変動の影響を受け、損失が生じる可能性があります。
- ⑦ 新株予約権をあらかじめ定められた期限内に行使しないことにより、行使対象株式を取得できず、損失が生じる可能性があります。
- ⑧ 権利行使により株式を取得した場合は、株式としての価格変動リスクを受けることに留意が必要です。
- ⑨ 権利行使により株式を取得した場合は、当該株式から配当が支払われないことがあり、また社債券のように償還及び利息の支払が行われるものではありません。
- ⑩ 権利行使により取得した株式も店頭有価証券であり、上記(1)のリスクがあります。

(3) 金融商品取引法第45条各号に掲げる投資者保護に関する規定は、本新株予約権付社債の取引に関して適用されません。その知識、経験及び財産の状況に照らして、「特定投資家」として取扱われることが適当でない者が「特定投資家」として取扱われることとなると、前述のとおり一部の投資者保護に関する規定の適用が受けられなくなることにより、投資者保護に欠けることとなるおそれがあります。

(4) 本新株予約権付社債は特定投資家向け有価証券です。

(5) 本新株予約権付社債に関して、金融商品取引法第4条第7項に規定する開示は行われておりません。

(6) 本新株予約権付社債の取得勧誘について、金融商品取引法第4条第3項、第5項及び第6項が適用されます。

(7) 金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の5第2項第4号に該当する場合、当該公表に係るホームページのアドレスは、本新株予約権付社債の投資勧誘にあたって提供される特定証券情報をご参照ください。

(8) 本新株予約権付社債の所有者に対し、金融商品取引法第27条の32の規定により発行者等情報の提供が行われます。